

国際交流支援事業実施要領

(事業の目的)

第1条 地域の国際化が進展し、外国人住民数も増加傾向にある現在、市民一人ひとりが外国の文化や習慣・国際情勢等を踏まえた相互理解能力を育み、主体的な国際交流・協力活動に取り組むため、「異文化理解を深め、世界の中でともにいきる」意識の醸成を目指す国際理解教育の重要性はますます増しているものと考えられる。

このため、本市に招致している国際交流員を市民からの要請に応じて派遣し、異文化交流の基礎となる国際理解教育をさまざまな場面で展開し支援することにより、市民の異文化理解を深める機会を作り国際交流活動を積極的に推進できる国際人の育成を目指すとともに、異文化と接触することによって市民が自身や自らの地域の長所等を再認識し、より豊かな生活を送れるよう支援することを目的とする。

(派遣の対象及び場所)

第2条 派遣の対象は、保育園・幼稚園・小学校・中学校・高等学校そのほかの教育機関、市の研修機関、生涯学習関連機関、国際交流団体等で、国際理解教育として実施する授業または行事とする。ただし、外国語の習得を主たる目的とするもの、営利活動や宗教・政治活動に利することを目的とするものは派遣の対象としない。

2 団体等が授業または行事を実施する場所は、原則として団体等が準備するものとする。

(派遣の日時等)

第3条 派遣する日時は、土曜日、日曜日及び祝祭日をのぞく、午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、市長が認める場合はこの限りではない。

(派遣の申請)

第4条 派遣の申請は、市長あての団体等の代表者名による派遣申請書（別紙様式）により行うものとする。

2 団体等は、派遣申請書を原則として派遣希望日の2ヶ月前までに企画部市民協働推進課に提出するものとする。

(派遣の決定)

第5条 市は、前条の申請書を受理した場合はその内容を審査し、派遣を決定した場合には、速やかに団体等にその旨通知するものとする。

2 派遣決定の通知を受けた団体等は、国際理解教育の担当者がその具体的な勧め方等について、派遣希望日の14日前までに、企画部市民協働推進課において国際交流員と必ず打合せを行うものとする。

(経費負担)

第6条 派遣に要する費用（交通費の実費）及び会場の準備に要する費用は、団体等の負担とする。

(派遣の制限)

第7条 派遣の日数は、同一年度内において同一団体等につき1日以内とする。ただし、その年度内の派遣状況等を勘案する中で市が派遣を適当と認めた場合には2日以内を限度として派遣できるものとする。

(その他)

第8条 派遣中に起こった事故等については、団体等は遅滞なく市に通報するとともに、事故等の状況に応じて適切に対応するものとする。